

# 農業土木工事共通仕様書改正新旧対照表

朱書きは、新設・追加・加筆部分

黄網掛は、独自制定部分

現 行	改 正 内 容	改 正 後
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則	一部 加筆改正  追加 追加 追加  追加 追加 追加	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則  低入札価格調査対象工事の措置 現場技術員 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置 工事完成図 創意工夫 臨機の措置
第2章 材料 第3章 施工共通事項	一部 削除・加筆  一部 加筆改正 追加 追加	第2章 材料 第3章 施工共通事項  第11節 一般舗装工 第21節 共通仮設費
第10章 ほ場整備工事	第2編第1章へ改編し、一部改正  追加	第2編 工事別編 第1章 ほ場整備工事 【水田ほ場整備編】 第5節 用水路工（管水路）
第11章 畑地ほ場整備工 第9章 農用地造成工事	第2編第1章へ改編 第2編第2章へ改編し、一部改正 追加 追加 追加 追加 追加 追加 追加 追加	【畑地ほ場整備編】 第2章 農用地造成工事 第1節 適用 第2節 一般事項 第3節 基盤工 第4節 法面工 第5節 畑面工 第6節 道路工 第7節 排水路工 第8節 ほ場内沈砂池工 第9節 防災施設工
第6章 農道工事	第2編第3章へ改編し、一部改正  新設	第3章 農道工事 第4章 水路トンネル工事
第4章 水路工事	第2編第5章へ改編  新設	第5章 水路工事 第6章 河川及び排水路工事

第5章 管類布設工	第2編第5章へ改編し、一部改正 <b>新設</b>	第7章 管水路工事
第8章 トンネル（NATM）	第2編第9章へ改編し、一部 <b>加筆</b> 第2編第10章へ改編し、一部 <b>加筆</b> <b>追加</b>	<b>第8章 畑かん施設工事</b> 第9章 トンネル（NATM） 第10章 フィルダム工事 <b>第14節 管理橋上部工</b>
第12章 フィルダム工	第2編第11章へ改編し、一部 <b>加筆</b>	第11章 コンクリートダム工事
第13章 コンクリートダム工事	第2編第9章へ改編し、改正 <b>追加</b> <b>追加</b> <b>追加</b> <b>追加</b> <b>追加</b>	第12章 PC橋上部工事 <b>第1節 適用</b> <b>第2節 一般事項</b> <b>第3節 コンクリート主桁製作工</b> <b>第4節 コンクリート橋架設工</b> <b>第5節 橋梁付属物工</b> <b>第6節 舗装工</b> <b>第7節 舗装付帯工</b>
第7章 橋梁工	第3編 コンクリート橋上部工より <b>追加</b> <b>追加</b> <b>追加</b> <b>追加</b>	
（第2編 鋼橋上部）	<b>削除</b> （国の施設機械共通仕様書参照）	
（第3編 コンクリート橋上部工）	<b>削除</b> （第12章第3節に一部改編）	
（第1編 橋梁下部工）	第2編第11章へ改編	第13章 橋梁下部工事
第17章 頭首工	第2編第14章へ改編し、一部改正	第14章 頭首工工事
第18章 用排水機場工	<b>追加</b> <b>追加</b> <b>新設</b> <b>新設</b> <b>新設</b>	第15章 機場下部工事 <b>第2節 一般事項</b> <b>第3節 土工</b>
第20章 植栽工	<b>削除</b> （土木部の共通仕様書参照） <b>新設</b>	第16章 地すべり防止工事 第17章 PCタンク工事 第18章 ため池改修工事
<b>第14章 ボーリング工</b>	改正なし	第19章 植栽工 第20章 推進工事
<b>第15章 グラウト工</b>	改正なし	<b>第21章 ボーリング工</b>
第21章 農業集落排水施設工（管路施設）	<b>全面改正</b> （新潟県の共通仕様書参照）	<b>第22章 グラウト工</b>
第22章 農業集落排水施設工（汚水処理施設及びポンプ施設）	<b>全面改正</b> （新潟県の共通仕様書参照）	第23章 農業集落排水管路工事
		第24章 農業集落排水処理場工事